

令和8年度大阪障害者技能競技大会実施要綱 (アビリンピックおおさか2026)

令和7年12月19日

1 趣旨

障害者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図るため、令和8年度大阪障害者技能競技大会（通称を「アビリンピックおおさか2026」という。）を開催する。

2 主催

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部（以下「大阪支部」という。）

3 後援

大阪労働局、大阪府、摂津市、一般社団法人大阪府雇用開発協会、大阪府教育委員会

4 協賛

ホームページで公募する

5 日程、会場、技能競技種目及び定員

（1）次のとおりとする。なお、表彰式は令和8年7月17日（金）に大阪支部ポリテクセンター関西において行うこととする。

日 程	会 場	技能競技種目	定員
令和8年 6月20日(土) (大会1日目)	社会福祉法人日本ライトハウス 視覚障害リハビリテーションセンター <大阪市鶴見区今津中2-4-37>	パソコン操作 (視覚障害者に限る)	7名
	大阪支部 ポリテクセンター関西 <摂津市三島1-2-1>	DTP	8名
		ホームページ	5名
		製品パッキング	15名
		販売・物流アシスト	15名
		喫茶サービス	24名
令和8年 7月4日(土) (大会2日目)	大阪支部 ポリテクセンター関西 <摂津市三島1-2-1>	表計算	25名
		パソコンデータ入力 (知的障害者に限る)	25名
		ワード・プロセッサ	20名
		ビルクリーニング	20名
		オフィスアシスタント	25名
		ネイル施術（デモンストレーション競技）	5名
令和8年 7月17日(金)	大阪支部 ポリテクセンター関西 J102 <摂津市三島1-2-1>	表彰式	
定員総数：令和8年6月20日実施（99名）／7月4日実施（95名）合計194名			

（2）予備日は第一候補日を令和8年7月11日（土）、第二候補日を令和8年7月12日（日）とする。なお、詳細については、参加者決定後に、参加者及び関係者に対し別途連絡する。

6 技能競技選手参加資格

次の（1）から（8）までのいずれにも該当する者であること。

（1） 参加対象障害者は、次の①から④のいずれかに該当すること

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号及び第3号に規定する身体障害者
- ② 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する知的障害者
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者
- ④ 大阪大会独自の競技である販売・物流アシスト競技に限り、次に掲げる④-1または、④-2に該当する者とする。

④-1 特別支援学校等に在籍している者

④-2 上記①～③に該当する者のうち、企業に入社3年程度の者、並びに就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・就労移行支援事業所に在籍3年程度の者

（2） 令和8年4月1日現在において満15歳以上であること

（3） 大阪府内の事業所に勤務または大阪府内の訓練施設・支援学校等に在籍していること
あるいは、大阪府内に居住していること

（4） 今回の参加希望技能競技種目において、第41回から第45回までの直近5回の全国障害者技能競技大会で金賞を受賞していないこと

（5） 今回の参加希望技能競技種目において、第43回から第45回までの全国障害者技能競技大会に3大会連続して出場していないこと

（6） 一定時間継続して競技課題等に取り組み、定められた競技時間内に課題を遂行する能力を有していること

（7） 次の①から⑩までの事項に関し、同意をする者。

- ① アビリンピックおおさか2026（以下「大会」という。）へ参加可能な体調であることを予め確認（必要に応じて医師への確認を含む。）のうえ、同大会へ参加すること
- ② 自己の責任において自身の体調・安全管理を行う（必要な服用薬・服装等の持参を含む。）こと
- ③ 技能競技及びそれに付随する大会行事参加中に受傷した場合又は疾病等に罹患した場合において、主催者が速やかに応急の処置を行うこと
- ④ 大会開催時の事故等については、主催者が付保する傷害保険の範囲内で補償すること
- ⑤ 主催者が別紙「大阪障害者技能競技大会参加申込書」（以下「申込書」という。）記載の項目のうち「氏名」及び「勤務先又は所属機関名」を大会に関する各種印刷物（ホームページを含む）等に掲載すること並びに申込書記載のその他の項や個人名を明記することなく大会に係る各種業務統計資料に活用すること。
- ⑥ 主催者及びマスコミ等主催者が認めた者が大会期間中に私の写真等を撮影すること並びに当該写真等を大会に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること
- ⑦ 主催者及び主催者が認めた者が大会期間中に競技風景等を撮影すること並びに当該動画をWeb配信する場合があること。なお、当該動画については、大会のみならず、主催者及び主催者が認めた者が作成する大会全般に関する各種広報物等（ホームページ等への掲載を含む。）に使用すること
- ⑧ 主催者が大会の円滑な運営のために、申込書記載事項を審査委員・競技補佐員・手話通訳者・看護師・運営スタッフ等で、情報を共有すること
- ⑨ 大会会場に持ち込む所有物（私物）に関しては、責任を持って自己管理し、事故・過失による損壊・紛失等においては、主催者を免責すること
- ⑩ 大会期間中は、主催者及び主催者が認めた者から示された方針・決定事項に従うこと

7 技能競技への参加申込

（1） 申込期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで（必着）

- (2) 申込書提出先
〒566-0022 摂津市三島1丁目2番1号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部
高齢・障害者業務課 (TEL 06-7664-0782 MAIL osaka-kosyo02@jeed.go.jp)

- (3) 申込方法
別紙「申込書」に必要事項を記入し、大阪支部高齢・障害者業務課あてに、原則メールにて送付する。

8 技能競技参加者の決定

大阪支部は、前項の参加申込について、第6項参加資格の内容を確認し、原則として技能競技種目の定員の範囲内で技能競技参加者を決定する。

なお、参加者の決定については、参加者の決定後、速やかに参加申込者あて通知する。

9 技能競技の実施方法等

- (1) 実施方式
実技のみにより実施する。
- (2) 実施時間
技能競技種目毎に設定し、概ね6時間以内とする。
- (3) 参考課題の公開
技能競技実施に差し支えない範囲で事前に参考課題を公開する。
- (4) 使用機器等
技能競技において使用する基本的共通機器等は、原則として機構において整備する。
なお、技能競技に必要な補助具・作業具等は自己のものを使用し、競技用機械設備の改良は行わないものとする。
また、日常動作に必要な補助具等は自己のものを使用するものとする。
- (5) 成績の評価（審査）
選手の技能競技成績を評価（審査）するに当たっては、障害の種類・程度を考慮しないものとする。
- (6) 作品等の所有権
技能競技において製作された作品等の所有権は、すべて機構に帰属するものとする。

10 表彰

技能競技参加者に対し、次の賞を授与等するものとする。

- (1) 最高得点者には金賞として「大阪府知事賞」、得点2位の者には銀賞として「摂津市長賞」、得点3位の者には銅賞として「大阪支部長賞」が授与されるものとする。
- (2) 上記(1)を除き、別に定める表彰基準に該当する者に「優秀賞」、それ以外の者には「努力賞」を授与するものとする。
- (3) 今大会での成績優秀者の中から、第46回全国障害者技能競技大会への推薦を行う。

11 競技成績の発表方法・表彰式

発表方法

- (1) 令和8年6月20日（土）実施分については、令和8年6月23日（火）13時までに当支部ホームページに掲載する。
- (2) 令和8年7月4日（土）実施分については、令和8年7月7日（火）13時までに当支部ホームページに掲載する。

表彰式

- (1) 令和8年7月17日（金）に開催する表彰式において、全競技の表彰を行う。
- (2) 表彰式は、主として大阪府知事賞、摂津市長賞、大阪支部長賞の3賞の受賞者を対象に表彰をする。ただし所定の申込期間に申込を行った者は、参加を認めることとする
- (3) ホームページに競技成績を掲載する際、表彰式参加申込の手続きを併せて掲載する。

(4) 表彰式の終了後、表彰状の送付を行う。

12 参加費用等

- (1) 参加費用は、無料とする。
- (2) 会場までの交通費は、各自負担とする。
- (3) 昼食は、各自負担とする。ただし、大会当日は障害者福祉施設等による軽食の販売を実施すること。なお、障害者福祉施設等は、ホームページで募集することとする。

13 気象異常時等における取扱い

台風を始めとする気象異常時等の取扱いは、選手の安全確保を第一に考え、別に定める取扱いに準じ、参加者及び関係者に対し別途連絡することとする。

14 感染症拡大防止のための対応

主催者は、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて感染症拡大防止のための具体的な措置を講じることとし、参加者に当該措置への協力を求めるものとする。

15 その他

- (1) デモンストレーション競技を実施する場合、当該競技に参加する選手の取扱いは、正式競技の参加選手に関する規定に準拠するものとする。
- (2) 本要綱に定めのない事項及び本要綱によりがたい事項については、大阪支部長の決定により取り扱うものとする。